

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成22年 2 月 19 日（金曜日）午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 市長招集あいさつ

日程第 4 議案第 1 号 愛西市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第 5 委員会付託の省略について

日程第 6 議案第 1 号 愛西市長の給料の特例に関する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

1 番	大 島 一 郎 君	2 番	前 田 芙美子 君
3 番	鷺 野 聰 明 君	5 番	日 永 貴 章 君
6 番	吉 川 三津子 君	7 番	榎 本 雅 夫 君
8 番	岩 間 泰 彦 君	9 番	田 中 秀 彦 君
10番	村 上 守 国 君	11番	真 野 和 久 君
12番	鬼 頭 勝 治 君	13番	八 木 一 君
14番	近 藤 健 一 君	15番	小 沢 照 子 君
16番	後 藤 和 巳 君	17番	堀 田 清 君
18番	加 藤 和 之 君	19番	古 江 寛 昭 君
20番	大 島 功 君	21番	大 宮 吉 満 君
22番	永 井 千 年 君	23番	黒 田 国 昭 君
24番	中 村 文 子 君	25番	加 藤 敏 彦 君
26番	加 賀 博 君	27番	宮 本 和 子 君
28番	佐 藤 勇 君	29番	太 田 芳 郎 君
30番	柴 田 義 継 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	総 務 部 長	水 谷 洋 治 君

人事秘書課長 伊藤辰明君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部秀三
書 記 田尾武広

議事課長 伊藤浩幹

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第1回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、24番・中村文子議員、25番・加藤敏彦議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、2月12日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る2月12日に、委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日、平成22年第1回愛西市議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれ

ましては、年度末、そして3月議会を控え御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございました。

暦の上では立春も過ぎまして、日も日ごと長くなっているようであります。そんな中ですが、寒暖の差も激しいようでありますので、どうぞ風邪など引かれませんように、御自愛をいただきたく思います。

本臨時会にお願いする案件につきましては、愛西市長の給料の特例に関する条例の1議案のみでございます。内容につきましては、市議会及び市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしました旧佐織町の農振の計画見直しにつきまして、非違行為のあった職員を、過日、現在の在職をしている職員を、当時の役職に応じた適任度合いの中で懲戒処分を行わせていただきました。これは御案内のとおりであります。そして、私自身特別職ということでありまして、懲戒処分の対象ではございませんので、不手際な処理がなされた当時の町長という立場から、指導監督の最高責任者であったことを踏まえ、責任を明らかにするために給料減額の特例条例の制定を速やかにお願いを申し上げたく、臨時会をお願い申し上げました。慎重に御審議をいただき、御決定いただきますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第1号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第1号：愛西市長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○22番（永井千年君）

ちょっと説明に入る前に、議案そのものの条例番号が間違っているので、このままで説明に入るわけにはいかないので、条例記号というのは、愛西市の市役所の位置を定める条例なので、冒頭の一番頭のところが間違っていますから、説明に入る前にその点をはっきりさせていただきたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

すみません。ただいまの永井議員さんの質問の中で、愛西市条例第1号についてだと思えますけれども、議案のページ2枚目の1号だと思えますけど、これにつきましては、毎年、年の通番でやってきておりますので、そういうような形で御理解がいただきたいと存じます。

○22番（永井千年君）

これは条例何号かということについての記載ですから、議案は第1号ですけど、一番表は。条例1号というのは、全く違う条例ですから、愛西市の。今言ったように市役所の位置を定める条例だから、見出しの議案の番号とは全然意味が違うんですよ。

○副市長（山田信行君）

ただいまの御質問でございませぬけれども、要は、この2枚目の今回の特例条例の番号が条例

第1号となっておりますが、この番号のつけ方は、暦年で毎年通番をつけております。今回初めての条例が1号でございます。ですから、これは後ほどまた3月議会の条例改正の議案をお渡ししますが、3月議会の条例改正の最初が次の第2号になっておりますので、これは暦年の通番でつけておりますので、何ら問題はないと考えております。

○22番（永井千年君）

納得できないですね。

では、この条例は条例何号なんですか、愛西市の。この中にも給料の特例に関する条例は愛西市条例の第14号と書いてあるでしょう。それぞれ条例を提案するごとに固有の条例号数というのは出されるんじゃないですか。

○副市長（山田信行君）

今回の条例は特例条例でございますので、このもとになる愛西市特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例というのは、平成17年の愛西市条例第42号という固有番号がついておりますので、この42号については変わらない固有の番号です。それぞれの条例についている番号。ですから、この見出しの一つの目次に当たるような条例番号というのは、毎年暦年の通番でつけておりますので、この考えについては従来もやってきております。今回だけが変則的な扱いをやったわけではございませんので、何ら問題ないというふうに考えておりますが。

○22番（永井千年君）

条例第1号として制定されて例規集に載るんですか、違うでしょう。

○副市長（山田信行君）

今回については、改正条例の附則のところは何年の第1号の条例で直したとか制定したとか、そういうふうにつきますので、そういった関係についても問題ないと思っております。

○議長（加賀 博君）

それでは、内容の説明をお願いします。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、ただいま上程となりました議案第1号について御説明を申し上げます。

愛西市長の給料の特例に関する条例の制定について。

愛西市長の給料の特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、農業振興地域整備計画見直しに不手際な処理があった当時の佐織町長として、その責任を明らかにするための減給処分をしたいので、市長の給料の特例に関する条例を制定するものでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第1号：愛西市長の給料の特例に関する条例。

平成22年3月から同年5月までにおける市長の給料月額、愛西市特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）第3条及び愛西市特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例の特例を定める条例（平成17年愛西市条例第151号）第2条の規定にかかわらず、月額74万4,000円とする。ただし、手当の額の算出の基礎と

なる給料月額は、この限りではない。

附則としまして施行期日でございますが、1項で、この条例は、公布の日から施行する。第2項は、愛西市長等の給料の特例に関する条例（平成20年愛西市条例第14号）は、廃止する。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

では、質問いたします。

条例そのものの内容の問題、そして農振見直しの経過の中身について、そして実際のこの業務についての責任の所在、そしてその後の市の対応などについて質問をいたします。

まず最初に、条例の条項の問題であります。この10%、3ヵ月という、この10%の基礎の数字を、これはなぜ93万円ということで条例第42号に置いているのか。現在、今の市長の在職中については、条例の151号で83万7,000円に削減をされていると思いますが、この二つの条例の関係について説明をしていただきたいと思います。

それから、ただし、手当の額の算出の基礎となる給料はこの限りではないという意味は、期末手当などの額の算出の基礎というのは93万円ではなくて83万7,000円ということになるのかどうか、これも説明をいただきたいと思います。

それから、具体的な経過の話ですが、農業振興地域の整備に関する法律のこの規定から見ますと、基礎調査はおおむね5年ごとと。そして、計画の変更というのは遅滞なく変更するというふうになってはいますが、今回の調査で職務怠慢であるとか、担当者任せで不実記載を見過ごしたとか、担当者の力不足だとかというふうに書いてありますが、これは法律に違反する行政かどうかと。単なる職務怠慢だとか、職員の力不足というような問題ではなくて、法違反の行政が行われていたということが調査の報告の中でも明確になっていないと思いますが、そういうことではないのでしょうか。

それから、図面の作成が行われていたと。全くやられていないのではなくて、一部の業務が行われていたというふうに説明がされていますが、この図面の作成が行われていたというのはどういう内容なのか、説明をいただきたいと思います。

それから、不実記載を見過ごしたという、職務怠慢という処分の理由に上げられておりますが、これは見過ごしたのか、知っていたかどうかという、それが報告の中には書かれておりませんが、全く担当課長でありながら知らなかったという意味なのかどうか、説明をいただきたいと思います。

それから、この不実記載ということではなくて、これは虚偽報告ではないかと。13年4月にこの基礎資料が整ったというその報告をして、その翌年の14年4月には基礎調査を14年度に

実施するという報告をしたということではありますが、これは県の調査が毎年来ているようであり、県はいいかげんなことをやっておるなあという認識がありながら、事実上これを容認しておったのかどうか。県は、毎年のように指導を受けている中身からすれば、まじめにこの仕事をやっているというふうには到底思えないからこそ指導しているのではなかったかと思いますが、この点は、県の認識というのは調査の過程の中で聞かれているのでしょうか。

また、この調査に着手したかどうかの確認、これは具体的に来所していろいろ事情を聞いていう過程の中で、このように今一部の作業について着手しておると言っている具体的な説明がされているのかどうか。これは着手したかどうかということの確認が、報告の中でも大変僕はいまいだと思えます。そのあたりを説明したかどうか、県が確認したかどうかということについて説明いただきたいと思えます。

それから、当時の経済課は文書の処分についての規定が非常にあいまいで、指導も行われずに、各自が取捨選択して文書を処分したと、こういうふうに書いてありますが、こうしたそれぞれが勝手に処分したというようなことがなぜ起こったのかと。単にこれは経済課だけの問題なのか、当時の佐織町全体の問題であったのかどうか、説明をいただきたいと思えます。

それから、記者発表の文章の中に、当時この農振見直しの業務を取り仕切っていた職員が退職したということが書かれておりますが、この経済課の課長補佐からは具体的に事情を聞いたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、既に8月に退職しているわけではありますが、在職していればどのような処分になったのかということについてもお尋ねをします。

さきに、17年以降についても、既に10分の1、6ヵ月という処分も現実にあるわけですが、どのような処分に該当しているのかと、そのような判断は調査の過程の中でされたんでしょうか。

それから、市長の責任の問題ではありますが、指導監督の最高責任者というだけで具体的な中身については書かれておりません。実際に基礎調査を行って、基礎資料を整えて、計画そのものはコンサルが当然今までの経過からいうと入ってつくっているわけでありますから、これは予算に計上されなければ、担当の部長も、そして当時の町長も、そのことについては問う見識が当然なければならなかったのではないかと思います。つまり僕が言いたいのは、知らなかったでは済まない、知らなかったけれども、最高責任者だからみずから減給するということではいけないというふう思うんですね。

農振計画が平成4年からつくられていないということについて、これは市長に聞きたいんですけど、この問題について、平成4年からつくられていないということは知っていたかどうか。通常、おおむね5年ごとに調査を行って、10年計画、10年を見越した計画をつくらなければならないということを当時の町長として認識をしていたのかどうか。そこら辺が、今度の記者発表の文章の中でもさっぱり明らかになっていないと思うんですが、改めてどういう認識だったかということについて、これはそのことは明らかにならないと市長の責任というものは、単なる最高責任者だから同じように他の職員と横並びで10分の1、3ヵ月というふうにはいかない

と思うんですね。その辺がわかるように説明をいただきたいと思います。

それから、市の対応の問題であります。このようなことが二度と起こらないように、再発防止を目指して具体的に何がなされたかということが問題だというふうに思います。文書の管理改善業務ということが行われているようでありますが、この文書管理、どのような文書があり、それぞれの文書についてはどういう管理をするかということについて、作業は既に完成はしたんでしょうか。どこまで行っているのか、未完成だとしたらどういう状況にあるのか、説明いただきたいと思います。

それから、1月12日付で、これは全職員に対するアンケートを行うと、市の具体的対応として。これは既に1ヵ月以上たっていますので、職員のアンケート結果がまとまっているならば、それは出していただきたいですし、説明をいただきたいというふうに思います。

そして最後に、今の農振計画の見直しについて、20年、21年で、今、基礎調査をやっているということですが、どこまで行っているのか、今後どのような計画で計画書が作成されるのか、その見直しについても説明をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず私の方からは、10%のカット、3ヵ月の数値の関係でございますけれども、現在、今議員が申されましたように、市長の給料につきましては、93万円を市長の公約のもとに現在10%がされておるわけでございます。その3%を、さらに3ヵ月間10%を減額のお願いを今回しておるものでございます。

それから次に、手当の基礎の関係でございますけれども、今回このような減給でございますけれども、今回の手当の関係については、俸給を変更するものではないということで、この計算の基礎となるというのは、手当については影響を及ぼさないというようなことでございます。

○副市長（山田信行君）

それでは、2以降の質問にお答えをさせていただきます。

まず、農振の見直しが法でいえばおおむね5年ごとであるのに、なぜ遅延しておったかという関係でございますが、これは旧町村の当時の情勢からいえば、ちなみに八開村の場合でいえば、平成元年に見直すべきものを平成11年に見直しておったということで約10年余り、また佐屋町の場合でいえば、昭和63年に見直すべきものを平成12年、こちらも約10年。そして立田村におきましても同様に、平成2年に見直すべきものを平成13年に見直ししておりました。そういった中で、当時の佐織町だけは平成4年に見直すべきものを平成12年度に見直すという補助申請をしつつも、それが確実に履行されなかった。そういうようなことがございまして、それをやってこなかった行為につきましては、私ども法違反になるような行為とはとらえておりません。要は不適切な業務執行があった、そういう前提で今回見てまいりました。

また、関連の処理とか図面の整理をどのようにやってきたということでございますが、要は12年以降、担当者によりますところの現況把握を図面上に落としておったとか、現況把握のための資料づくり、そういったものは継続して合併まで行われてきておりました。

また、不実記載の関係を見過ごしておったというような課長の話がございましたが、これは内容の確認不足、俗に言えばめくら判のような決裁をしておったとみずからも言うておりますので、そういったことであつたと私どもは理解をいたしております。

あと、12年度末に県へ実績報告書を提出した、その虚偽報告の内容につきまして、県もいいかげんとか、容認をしておったのではなかろうかという御質問でございますが、この関係につきましても海部農林事務所の方では、要は、こういった農振の見直しというのは大きな事業であると、そういったことは承知しておりますので、12年度でできるようなものではないということは承知をしておりました。その上で、こういった補助金がどのように使われたかということで、補助金が呼び水になって、12年度以降継続して仕事が行われれば、それはそれとして補助制度の目的は達せられると、そういった見解を持っておりました。

そして、着手したかどうかの把握の関係でございますが、やはり補助申請をした後で12年6月に愛知県の担当者と旧佐織町の担当実務者2人が今後の進め方について打ち合わせをやっております。そういった場でも、当時の佐織町は、総合計画が12年度末に完成するので、それを待ってきちんとした農振見直しを続けていきたいという、打ち合わせの場でも当時の佐織町が述べておりましたので、そういった前提で進めていけばいいという、俗に言えば甘い考えがあつたかもしれませんが、打ち合わせの場で既に県にもそういうことを申し上げてきたということをお述べておりますので、双方にそういった共通理解はあつたものだと考えております。

それから、各自が書類を取捨選択して処理をしたという関係につきましては、これは当時、佐織庁舎の中では部単位で書類整理などがやられておりました。要は、佐織庁舎に残るものについてはそう大した整理はやられておらなかつたようですし、他の庁舎へかわっていくような事務部門についてはそれなりに不要なものを処分し、必要なものをそれぞれこれから変わっていく先の庁舎へ書類をいざけるという段ボール詰め、そういったことがそれぞれ経済課の中にも商工係だとか農政係だとか、そういった係がございますので、係ごとに整理していた。そういった全体的な整理の仕方だとか留意すべきことについて課長が適切な指示をしておつたかという、その辺については記憶があいまいであつたし、当時のことはよくわからないけれども、あまり徹底したような覚えはないと、事情聴取の過程で課長は申しておりました。

次に、主たる従事をしてまいりました職員が昨年8月末で退職をいたしておりますけれども、この職員から聞き取りをしたかということでございます。この関係につきましては、私も市長もそれぞれ聞き取りをいたしまして、本人の当時の状況、また責任の関係をどのように感じておるか、そういったことは聞き取りをいたしてまいりました。また、この職員がもし在職しておつて処分するとなれば、今回処分をした以上の重い処分の対象になるものと、彼がやっていた事務内容からいっても厳しいものになるだろうと、そのように審査会でも話題にはなつております。

次に、市の対応でこういった不祥事を生じて、これからの対応策につきましては、皆様方にも通知を差し上げた最後のところに市の対応としてまとめておりますけれども、ことしと来年とで文書管理改善業務を業者に委託しまして今進めておるところでございます。そういった中

で、私どもは文書管理をそれぞれの課で中心的に担うものとして文書取扱主任者というものを指名いたしました。その者がそれぞれの課で文書の管理だとか、廃棄処分する場合の手続のこととか、そういったことをきちんと中心になって取りまとめるような役割分担を明確にしてみました。あわせて、文書目録というものもこの機会にきちんといたしまして、こういった文書がどのように整理をされておるのかというのを把握するのは当然のことながら、これからの情報公開にも円滑に対応できるような文書目録の整理に手がけておるところでございます。

そして最後に、この1月12日付で文書管理の認識度アンケートを全職員にいたしました。この関係は事務職員だけを対象にしております。全体では325名の者にアンケートをさせていただきました。その結果、文書取扱規程とか決裁規程、そういった文書の取り扱いに関する基本規定を知らないような職員も若干ございました。率でいえば6%ぐらいの職員が知らないという職員がございましたので、このアンケート結果を踏まえまして今後の職員研修などにも反映し、なおかつ文書の取り扱いなどについても、ポイントをこれから全職員に改めてまた徹底をしていきたいと思っております。

そういったことが特別なことでございますが、全体的には、市長から仕事納めのときとか、仕事始めのときの訓示、また今月に入ってから職員は職員のサービスの努め方、勤めの場合のマナーとかエチケット、そういったことに対しても書面でもって徹底をしてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきますが、漏れていることがありましたらまた補足をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○市長（八木忠男君）

私の方からは、市長として、町長として、農振の認識はということであります。

認識は当然持っておりましたけれども、今回、一連の報告を申し上げました内容につきましては、本当に申しわけなく、残念に思いますが、確認ができておりませんでした。

○22番（永井千年君）

ちょっと漏れていますが、最後に現況の見直しの状況はどうなっていますか。

○副市長（山田信行君）

現在、愛西市としての農振計画の取りまとめ状況でございますけれども、現在、県の事前審査を受けているところでございます。これが3月には市の農振協議会へ提案できるところまでこれで進んでまいります。それを受けまして、新たに4月から5月にかけて県の審査を、要は市の農振協議会の答申を踏まえて県の審査に付すこととなります。それを踏まえまして、今年6月ごろには最終的な計画決定ができるものになっております。そういった今後の予定になっております。

○22番（永井千年君）

それでは、ちょっと総務部長さんの答弁が私が聞いたこととすれ違っていましたけれども、二つの条例、42号と151号との関係について、41号で93万というふうに定めているけれども、特例で83万7,000円というふうにして、現在の市長の月額は、任期中については83万7,000円ということだろうと思うんですけど、説明が今83万7,000円からさらに10%という、つまりその

10%の基礎が93万なのか83万7,000円なのかということで、今総務部長さんは83万7,000円であるかのような話でしたが、実際には今度の提案は93万が基礎になっておりますので、この二つの条例のうちの42号の方を基礎にして、実際には83万7,000円なのに、93万円に置いて10%という言い方をしたのはなぜなのかということを知っているんです。

あと、期末手当の基礎とする数字は83万7,000円なんですかと。今の月額報酬は83万7,000円だから、僕の条例の解釈でいえば、現市長については月額83万7,000円だから、それが基礎となって期末手当なども算定されるというふうに読めるんですが、そうかどうかということの確認を求めました。

それから、不実記載について担当課長が知っていたかどうかということが、ちょっと説明があいまいだったと思いますが、全く知らなかったのかということについてはどうかということを知りました。

それから、法違反かどうかということについて、農振法では基礎調査はおおむね5年というふうに書いてありますし、調査を行ったら遅滞なくと。調査は5年だけど計画の変更は10年とかというふうには書いてないんですよ、法律には。だから、5年ごとに調査して、必要があれば遅滞なく計画を変更するというふうに書いてあるのが法律だというふうに思いますが、これは今副市長さんからの説明にありましたように、それぞれの旧町村についても10年ぐらい。10年を見通した計画を立てるとのことだから、10年をいいというふうに思ってこのようになっているかどうかわかりませんが、少なくとも10年計画なのでそれを大きく超えるということはありません、この法律の解釈からいって。だから、それを法律違反でないというふうに副市長さんは言われましたけれども、ちょっと副市長さんの説明に僕は納得がいけないんですが、もう一度正確な物言いをしていただけませんか。法律の解釈はもうはっきりしているというふうに僕は思うんですが、いかがでしょうか。

それから、着手したかどうかの確認。何か説明では現状把握。現状把握というと、1年間に60件ぐらい、例えば今の愛西市では農振の解除の申請が出てくるらしいですけども、当時の佐織町でいえば20件とか15件とか、そういうふうな件数だろうと思われそうですが、これを承認された図面に落とすということは、その都度やれば何の難しいこともないし、時間もかかることではないと思いますが、それ以前に基礎調査の作業に具体的に入っていたかどうかということが問われなくてはいけないと思うんですよ。それで、基礎調査の作業として農業政策基盤の整備状況だとか、農地の利用状況、農業センサス、業務統計、その他の資料、いろいろこうした問題について具体的に着手したかどうかということが問題だと思いますので、改めて着手していたのか、していないのかを聞きたいと思いますので、御答弁ください。

それから、文書の勝手な処分という話ですが、これは当然文書の保存期間、5年とか10年とかという数字があるわけですから、勝手にそれぞれが判断して勝手にやるということはありません、これはあり得ない話だと思うんですよ。だから、それぞれ処分については5年経過しているからだろうとか、そういう判断を一つ一つやっていたのかどうか。そういうことは全く関係なく、思い思いにそれぞれが、これは新市になってからの業務に必要なだから残しておけ、これはあまり

見ることはないので捨ててしまえということではないと思うんですよね。やっぱりそういう文書規程に基づいたもので、当然、長年行政業務に携わっている職員であれば、そうした保存期間等については認識があると思いますが、その辺はきちんと調査の中で聞いたんでしょうか。ちょっとその点も説明を追加していただきたいと思います。

それから、8月に退職した、愛西市の最後は農業土木の課長補佐の問題ですが、大変重大な重い処分となるということで審査会でも話題になったと言われましたが、私が質問しました、愛西市になってから10分の1、6ヵ月の処分をされた方がありますよね。その方の責任の問題と比べてさらに重いよという御答弁でよろしいんでしょうか。どういう認識かということについて説明いただきたいと思います。

それから、市長は、農振計画についての認識はあったし、5年ごとに調査を行って、そして必要が出てきたときには遅滞なくやらなくてはいけないということについての認識がありながら、ついつい確認を怠っていたということなんですか。その確認をしていなかったことの中身について、私は指導監督責任者としての、一般的な上司だからという責任だけにとどまらない中身もあると思いますが、いま一度その確認していなかったということについて具体的に説明をいただけないでしょうか。

それから、市の今後の再発防止に向けた対応の問題であります。文書管理改善業務はいつ完成するのかということについて質問していたんですが、それがちょっと説明がなかったと思います。目録もセットで完成するんだろうと思いますが、いつ完成するのか。これは以前にもこの問題はちょっと聞いたことがあります。期限を明らかにしていただきたい。つまり、それがきちんとした後は、もうたちどころにそれぞれの文書については、どこにどのように保管されているということが明確になると思うんですよね。それが明確になるのはいつになるのか。そうした文書、これは情報公開との関係もありますが、情報公開の窓口においてこういう文書は存在しているかどうかということは当然問われますから、市民に対する情報公開のサービスがきちんと行われるようになるのはいつになるのか、明らかにしていただきたいと思います。

○人事秘書課長（伊藤辰明君）

市長の給料減額の10%の条例との兼ね合いでございますが、今回の条例でございますが、平成10年の条例第42号から10%とか、平成17年愛西市条例151号から10%という条例改正ではございませんので、両条例の規定にかかわらず74万4,000円という条例にさせていただきます。これは議員がおっしゃられるように、平成17年の愛西市条例であれば基礎額が93万、151号でしたら83万7,000円で、前者であれば9万3,000円の減額、後者であれば8万3,700円の減額になりますが、より厳しい減額になる形ということで基準額を条例第42号の方の10%に合わせさせていただきます、月額74万4,000円としたものでございますので、よろしく申し上げます。

それで、手当の額の算出の基礎となる給料月額につきましては、市長の公約1割で削減されておる83万7,000円が基礎額になりますので、よろしく申し上げます。

○副市長（山田信行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、不実記載の関係を課長がどの程度認識、確認をしておったかということですが、本人から聞き取った状況を素直に申し上げますならば、要は報告書の起案に決裁はしたけれども、中身までは把握をしていなかったと言っております。また、年度末に多数の実績報告があるので、自分が関与したものについてはきちんとしておったけれども、その他のものについては確認不足があったと、そういったことを申しておりますので、そういった内容で御理解をいただきたいと思えます。

あと、こういった10年以上にわたって見直しがされてこなかったことが法違反になるのかわからないのかということですが、他の3町村の状況も申しあげましたような事実がある以上、私どもは法違反と考えておりませんし、今回の件で海部農林事務所ともいろいろ打ち合わせている中で、こういった関係は単に単年度でできるようなものだとは思っていなかったもので、それ以降、完成に向けて仕事が継続されるのであれば何ら問題のなかったことだと、そういった見解もいただいております。

そして、本当に事実着手したのかどうかという関係の御確認でございますけれども、今回の見直しに当たりましては、三つの仕事をやりなさいということをおっしゃっております。一つは、基礎資料をきちんと仕上げなさいと、二つ目には、整備計画書をつくりなさい、また見直しに当たっての変更理由書、要は開発とかそういった面での変更理由書、その3点をこの12年度からきちんとやりなさいということでありましたが、現実的には現況把握だけで、そういったものの資料づくりはなされてこなかったと私どもは把握をいたしております。

次に、文書の処分を勝手にやっていたというような気配が見られますが、これは捨てた本人も保存期限などについては承知をしておりましたけれども、合併ということを抑えて、この際だからちょっと処理しよう、片づけようという意味合いから安易に捨ててしまったということをおっしゃるので、そういった当時の佐織庁舎での背景があったものと思えます。なお、この課の中でも担当はこのように、この際だから思い切って整理をしたと言っておりますが、他の分野では慎重を期して整理していた部門もございますので、要は課の中が課長のきちんとした徹底もなくして、ばらばらに担当者任せでそれぞれ倉庫の整理などが行われておった、そういったことが私どもはあったものと把握をいたしております。

続いて、8月に退職した職員の関係で、もし在職しておれば処分が重くなるのか軽くなるのかということで、かねて6ヵ月減給処分をやった職員に匹敵なり、それ以上の行為があったものと考えております。

そして、今後の対応の関係でございますが、この文書管理改善業務、本年と来年度、22年度末をもって完成する予定でございますので、この時点では文書目録などもきちんと完成をいたしまして、情報公開などにも今以上にスムーズに対応できるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○市長（八木忠男君）

再度お答えをさせていただきます。

申し上げましたように、当時の一連の報告をさせていただきましたが、その事務事業の内容を掌握できず、確認をできなかったということでございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

25番・加藤敏彦議員。

○25番（加藤敏彦君）

旧佐織町の議員ですので、具体的にお尋ねをいたしますが、一つは当時の職員体制ですね。発表されたという形で当時の八木町長、助役、部長はだれであったか。あと経済課長としては、川口経済課長、続いて山岸経済課長と、それから山岡経済課係長、これは当事者ですね。それから補佐的に経済課、宮地経済課主事ということですが、助役、部長さんは当時だれだったかということをお尋ねいたします。

それから、決裁の関係であります。少し聞いたんですけれども、県の補助金が18万5,000円。この金額だとだれだれの決裁になるかと。金額と決裁責任があるようだけれども、この金額の決裁責任者、最終的な決裁責任者ね。ある面では担当が決裁しているので、あとは同意の印鑑を押すだけというような形で、市長は確認不足と言われるけれども、特に課長の上には部長がおるし、部長の上には助役がおるもので、そこら辺の機能がなぜ果たされなかったかということが大変疑問なんですね。それをお尋ねいたします。

それから、副市長の報告では、当時の虚偽報告を作成した係長が責任が重くて、課長がめくから判を押していたということなんですけれども、そうなりますと、この処分が発表されましたけれども、管理職としての能力が逆に課長は問われるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の判断はどのようにしておられるのかということをお尋ねします。

あと、このような虚偽報告事件が起きた背景として、どんな背景があるか。私たちは住民のために仕事をする、行政も議会も住民のために仕事をするということでいけば、こういうことはあり得ないわけですし、私もまさかこんなことがあったのかということで大変残念に思っているわけなんですけれども、例えば農振計画を策定すれば1,000万ぐらいかかるとか、そういう費用を浮かすために先送りの努力を、逆の意味での努力をしてきたのか。それともやっぱりそういう仕事が大変な仕事だもんで、なるべくそれを避けるために先送りをして虚偽報告をしたのか。それとも、こういうことを作成することが開発に影響あるので、そういうことも先送り、虚偽報告をしたのか。背景的にはどのようなものがあったのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

それから県の補助金ですけれども、これは返還する必要がないのかどうか。県の方からそういうことを求められることがあるのかなのか、その点をお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副市長（山田信行君）

それではお答えをさせていただきます。

まず最初に、当時の助役や部長はだれであったかという関係でございますが、助役は近藤助役であったと思います。そして部長はかわっておりますが、平成5年4月から12年8月までは南谷部長が担当しておりました。その後、12年9月から16年7月までは飯田部長が担当しておりました。その間、3ヵ月ほど部長はブランクがございまして、平成16年10月から合併まで八木部長が担当しておりました、いずれもこれらの部長は合併前なり、合併後に退職をしております部長でございます。

課長につきましては、川口課長につきましては平成6年度から15年度まで課長をしておりましたし、山岸課長につきましては平成15年度から17年の合併まで当時の担当課長をいたしておりました。そういうことでございます。

あと、決裁の関係で、18万5,000円の決裁ということであれば、金額的には部長どまりの会計上の決裁でありますし、また一般文書の決裁であれば、この農振見直しというようなことに関する文書というのは町長決裁までの決裁区分であったはずでございます。

そして、課長の責任能力が問われるようなことではないかということでございますが、まさにおっしゃるとおりでございますし、問われる内容だったと私どもは自覚いたしております。

また、その当時の背景でございますけれども、なされてこなかった背景、それはやはり本人たちから聞きますところによりますと、総合計画ができるまでとか、また合併を間近に控えているからというようなことを口実にいたしまして、やはりこういった重大な事業に手がつけられなかったというのが本音であったような背景がございまして。

そして、補助金の返還の関係でございますけれども、2月5日の日に愛知県の方から通知が参りまして、そういった関係はないというふうに把握をいたしております。

○25番（加藤敏彦君）

大分わかってまいりました。

今回、課長の処分なんかを出されたんですけど、やはりこういう仕事をしてこられますと、本当に大丈夫だろうかというふうに思うんです、この課長は大丈夫だろうか。そういう点で本当に心配がありますので、やはり職員のレベルアップ、姿勢を正すという問題は大いに努力をいただきたいと思います。

それから、背景的に幾つか紹介いたしましたが、やはり大変な仕事、事業だもんで手がつけられないと。逆に職員の体制が弱いために、そういう大きな仕事をこなすという点で間違った方への対応が行われたということであれば、やはり必要なときには必要な体制を組むということもないと、やはり職員も人間ですので、やるべき仕事をやらないかと思いつつやれずに間違った方向に行く場合もありますので、そういうことも十分留意をいただきたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

随分質問が出ましたので、数点お伺いをしたいと思います。

先ほどから副市長の方から八開や佐屋、立田の今までの計画策定について、10年ぐらいおくらせてやっているからいいんだというようなお話がちょっとあったわけなんですけれども、私としましては、やはりこの4町村がこういった状況だから違法ではないとか、そういう判断はちょっと間違っているのではないかと思うんですが、今後、愛西市となって、こういった計画策定については何年ごとに見直していくおつもりなのか。これを機会に多分内部でもお話し合いがされていると思いますが、その方針について1点お伺いをいたしたいと思います。

それから、こういった大きな計画、ほかにも総合計画とかいろんな計画がありまして、12月議会には一般廃棄物の基本計画がまだ策定されていないことも指摘をさせていただいたわけなんですけど、こういった計画が策定されているかいないか、それを管理する責任者は今一体どうなっているのか。大体こういった大きな計画は、やはり長期にわたって何年度にこういったものを行い、何年度にこういったものを行うということで、やはり年度をわたって大きな企画、プランを立てて細部を行っていくものだと私は考えているわけですが、現在、こういった大きな事業の企画の仕方というのが、今いろんな大きな事業を見ている中で大変不安に感じておりますが、そこら辺、佐織のころ、この計画をつくるに当たって、そういった大きなプラン的なものができていたのか。愛西市になって、こういった大きな事業の場合、企画の仕方というのは変わったのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、文書の処分の規定なんですけれども、私も産業廃棄物の問題などいろいろ取り組んでいる立場から、県の方にも情報公開請求などをさせていただくんですけども、この文書の処分の規定について、旧4町村ではどんな規定があり、愛西市になってどう変わったのか。今度、これを機会にまた変わったとお伺いしておりますけれども、合併によってどう変わったのか、お伺いをしたいと思います。

私としましては、やはり公文書の右隅に、大体1年で廃棄とか5年で廃棄ということが明記されていると思いますけれども、今、公文書にそういった明記がきちんとされているのかということもあわせてお聞きすると同時に、やはり継続的に問題が起きている事例。今、私も産業廃棄物で愛西市の問題を抱えておりますけれども、継続的に問題がまだ解決していない、そういったものは年度にかかわらず残していかなければならないと思うんですけども、そういった職員への周知とかルール、そういったことはどうなっているのかもちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、この補助金を県から愛西市はいただきました。一方、愛西市はいろんな団体に補助金を出しているわけですが、もし補助金を出している団体がこのように虚偽の報告をした場合、愛西市はどうするのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

最後に1点、きょう農振地域整備計画に関する質問が当然あるということは予測されたと思いますが、経済建設部の方が出席していないのはなぜかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○副市長（山田信行君）

それではお答えをさせていただきます。

10年程度、現実に見直しがおくれてきたことが違法ではないかということでございます。今後のそれに対する市としての考え方でございますが、やはり法が基本的にはおおむね5年ごとと言っている以上、そういった節目に愛知県などとも相談をいたしまして、変化の状況とか開発の進行状況、そういったものを踏まえまして、適切な時期に今後は計画を見直していかなければならないと考えているところでございます。

二つ目に、12月議会で未整備になっている計画書はどうなっているのかという御指摘がございました。御指摘を踏まえまして、早速、私どもは行政経営推進室を中心にいたしまして、今、未整備になっている計画をすべて把握をいたしたところでございます。その未整備の状況の中で、法に基づいてつくらねばならないものとか見直さなければならないもの、そういった根拠的なものもあわせて今回把握をいたしましたので、それに基づきまして本来の姿で必要なものは早急に手がつけられるように順次進めていきたいと思っております。一気にすべてのものというの難しい状況でございますので、必要性とか、重要性とか、緊急性を加味いたしまして、未整備のものを早急にまとめていきたいと、そのように考えているところでございます。

また、当時佐織の状況が、そういった計画づくりに対する体制がどのようになっていたかということにつきましては、ここ二、三年の間に退職いたしました、かつての佐織町の総務部長とか総務課長にも聞き取りをいたしておりましたが、いまいはっきりしないような状況がありますので、詳しいことについてはこの場で報告できないことをお許しいただきたいと思っております。

また、文書の廃棄のことにつきまして、処分規程と、そういったものについては今回全職員に徹底をいたしておりますし、今後につきまして、現に継続しているものについては保存年限にかかわらず、その事務が完結するまでは当然保存すべきもの、完結してから保存年限の規定を守るべきものだと思っておりますので、そういった趣旨で徹底をしてまいりたいと思っております。また、そうしたルールもきちんと確立をしてまいりたいと思っております。

最後に、補助団体が不正な会計処理などがあった場合どうするか、それはそれできちんとしたペナルティーを与えていかなければならないと考えておるところでございます。

今回のものにつきましては、この条例改正が主ということでございまして、そういった関係については私どもから答えられるものというふうに解釈をいたしまして、本日は出席をいたさせておりません。

○6番（吉川三津子君）

この平成4年につくった佐織町の資料を使って仕事をし続けていると、経済課の方は。そういった状況でありまして、平成4年につくって、今平成22年ですので、法律上問題であるという認識は、合併直後から現在の担当部局では持っていて当然だったと思うんですね。だからその点からも、なぜこれだけこういった問題が表に出るのがおくれたのか、大変疑問に感じるところなんですけれども、この計画づくりについて、以前質問したかもしれませんが、先

ほどから副市長は大変大きな計画だという認識をお持ちだったにもかかわらず、合併当時どう
いう調整がされたのか。そのときに表に出てきて当たり前の問題だったと私は思っているわけ
なんです、なぜこれだけこういった問題が表に出るのがおくれたのか。担当職員は、この平
成4年の書類をつくりながら仕事をしているということに対して多分疑問の持っていたと思う
んですけども、それが新しい計画づくりになぜつながっていかなかったと思われるのか、そ
の点についてお伺いをしたいと思います。

あとはいろいろ御答弁いただきまして、改善されていくということをお聞きいたしましたが、
最後に、職員に具体的にどのような場で、どのような周知徹底をされたのか、再度それをお聞
きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副市長（山田信行君）

平成4年に佐織の場合で見直されて、それ以降、市になっても大幅におくれておったという
関係でございますが、これは愛西市といたしましても、やはり佐織町が当時考えておられたよ
うに、総合計画というのは最高上位の計画でございますので、この計画が20年に完成をいたし
ましたので、それに向けて、早速こういった農振の見直しに着手して、今年、ようやくその完
成の目を見るという運びになってまいりましたので、そういった関係では、合併してすぐ着手
したい部分がありましたけれども、やはり上位計画をまず優先してやるべきだという判断のも
とに、今日に至ったわけでございます。

なお、職員に具体的な指示をどのようにしてきたかということでございますが、市長からの
訓示とか、そういうものにつきましては、仕事納めの式とか仕事始めの式に部課長全員の前で
徹底をし、部課長から職員にも徹底をいたしてまいりましたし、アンケートだとか、そのほか
の文書管理改善業務につきましては、職員本人個々について徹底をしてまいりました。今後
につきましても、さらに本日御指摘をいただきましたことなどを踏まえて、職員の研修、資質の
向上に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・委員会付託の省略について

#### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第1号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでご  
ざいますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、委員会への付託を省略するこ

とに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第1号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第1号：愛西市長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。賛成討論のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

きょうもたくさんの質問をさせていただきましたけれども、答弁で明らかになりましたように、それぞれの職員の責任、あるいは当時どうだったかということについては、よくわからないとかいう話も随分出ましたし、虚偽の報告につきましても、事実は何なのかということがまだ確認されていないのが今回の調査であったというふうに思います。引き続き、今度の条例の可決以降についても、今回の議論で明らかになりました未解明な部分については、引き続き解明をしていっていただくということで努力をいただきたいというふうに思います。

以上のことを申し上げまして、市長の今回の給料の削減については賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

ただいまは、御決定をいただきましてありがとうございます。

いろんな御質問の中で御答弁させていただきました内容につきましても、今後一層、全職員心を新たにして職務に邁進してまいりたいと思っております。

時節柄、この地方は国府宮のはだか祭が終わると暖かくなるというようなことも言われているわけであります。また、3月1日からは3月定例会をお願い申し上げておりますので、どうぞよろしく願いをして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成22年第1回愛西市議会臨時会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時10分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀博

会議録署名議員  
第24番議員

中村文子

会議録署名議員  
第25番議員

加藤敏彦